

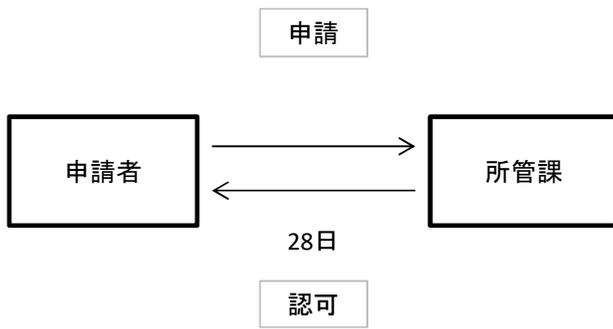
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 17

処 分 名	個人施行の認可	
処 分 の 概 要	個人施行の土地区画整理事業を認可する。	
根 拠 法 令 名	土地区画整理法（昭和29年法律第119号）	
条 項	第4条第1項	
所 管 課	都市デザイン課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	28日	
標 準 処 理 期 間	計	28日
審 査 基 準	土地区画整理法第9条第1項の認可基準及び要領に定める基準	
<p>【根拠法令等】 土地区画整理法 （施行の認可） 第四条 土地区画整理事業を第三条第一項の規定により施行しようとする者は、一人で施行しようとする者にあつては規準及び事業計画を定め、数人共同して施行しようとする者にあつては規約及び事業計画を定め、その土地区画整理事業の施行について都道府県知事の認可を受けなければならない。この場合において、土地区画整理事業を施行しようとする者がその申請をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、施行地区となるべき区域を管轄する市町村長を経由して行わなければならない。</p> <p>（施行の認可の基準等） 第九条 都道府県知事は、第四条第一項に規定する認可の申請があつた場合においては、次の各号の一に該当する事実があると認めるとき、及び次項の規定に該当するとき以外は、その認可をしなければならない。</p> <p>一 申請手続が法令に違反していること。 二 規準若しくは規約又は事業計画の決定手続又は内容が法令に違反していること。 三 市街地とするのに適当でない地域又は土地区画整理事業以外の事業によつて市街地とすることが都市計画において定められた区域が施行地区に編入されていること。 四 土地区画整理事業を施行するために必要な経済的基礎及びこれを的確に施行するために必要なその他の能力が十分でないこと。</p> <p>2 都道府県知事は、都市計画法第七条第一項の市街化調整区域と定められた区域が施行地区に編入されている場合においては、当該区域内において土地区画整理事業として行われる同法第四条第十二項に規定する開発行為が同法第三十四条各号の一に該当すると認めるときでなければ、第四条第一項に規定する認可をしてはならない。</p>		
組合等施行土地区画整理事業に関する認可事務等処理要領		

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。